

茨木労働基準監督署からのお知らせ

～11月は、

過労死等防止啓発月間（過重労働解消キャンペーン）

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間 です。～

1 **過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策を推進していますか？**

【チェックポイント】

時間外・休日労働が36協定の限度を超えていませんか？

年5日の年次有給休暇が確実に取得できる職場環境となっていますか？

1年以内に1回、健康診断を実施していますか？

長時間労働者への医師による面接指導を実施していますか？

ストレスチェック制度を実施していますか？

メンタルヘルスケアの教育研修や情報提供を実施していますか？

相談体制（管理監督者、産業保健スタッフ、外部機関）は整備していますか？

過重労働による健康障害の防止には、「時間外・休日労働の削減」、「年次有給休暇の取得促進」、「健康管理体制の整備」、「健康診断の実施等による健康管理措置の徹底」が重要です。

メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」、メンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰支援等を行う「三次予防」が円滑に行われる体制が必要です。

また、教育研修や情報提供を通じて、「セルフケア」・「ラインによるケア」・「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」・「事業場外資源によるケア」の4つのケアを効果的に推進していくことも必要です。

2 2023年4月1日から、**中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が25%から50%へ引き上げられることへの対応は進めていますか？**

【チェックポイント】

36協定の「延長することができる時間数」(1)を把握していますか？

(1)の時間数が60時間を超えることが可能となっている場合、

60時間以下となるよう36協定の見直しを検討していますか？

就業規則（賃金規程）の割増率変更を検討していますか？

36協定の限度を超える時間外労働を行わせた場合は労働基準法違反となります。また、この場合であっても、2023年4月1日からは、中小企業においても月60時間を超える時間外労働の割増率は50%以上が適用されます。

3 「長時間労働の削減」に取引条件が影響することはありませんか？

【チェックポイント】

「労働時間等設定改善法」に基づき、事業主は他の事業主との取引において、長時間労働につながる**短納期発注や発注内容の頻繁な変更**を行わないよう配慮する必要があることを知っていますか？

長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあると言われています。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

4 「賃金の引上げ」に取引条件が影響することはありませんか？

短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めるなど「**買ったたき**」はありませんか？

短納期発注については「特急料金」を定めていたにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により「特急料金」ではなく通常の代金しか支払われない「**減額**」はありませんか？

荷物集荷のための指定台数トラック待機など契約どおりの給付を行おうとしたところ、「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その対価を支払わない「**不当な給付内容の変更・やり直し**」はありませんか？

発注者が一方的に納期を短く変更し、受注者は長時間勤務等によって対応したが、納期までに納入が間に合わず、納期遅れを理由に商品の受領を拒否するなどの「**受領拒否**」はありませんか？

発注者自らが行うべき商品の発注に関するデータ入力を受注者に対して無償で行わせるなどの「**不当な経済上の利益の提供要請**」はありませんか？

厚生労働省（労働局・労働基準監督署）では、中小企業庁、公正取引委員会と連携し、「しわ寄せ」防止に取り組んでいます。親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組み、共存共栄を目指しましょう。

ご不明の点は以下の担当までお問い合わせください。

茨木労働基準監督署（労働時間相談・支援班） 072-604-5308

【御案内】

「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されます。（参加無料）

日時：2022年11月22日（火）14:00～16:40

会場：コングレコンベンションセンター ルーム1・2・3

（大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪北館B2F）